

令和3年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

－ 第1号 －

○会議日時 令和3年3月10日(水) 午前9時30分～午後4時52分

○場 所 議場

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	松本賢一	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	坂村哲也	委員	○	五戸豊弘
〃	○	小谷野晴夫			
			出席 5人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
健康福祉部長	手塚均	教育次長	清水光則
社会福祉課長	木村一枝	こども福祉課長	仙頭明久
高齢福祉課長	長塚章	健康増進課長	近藤和行
教育総務課長	近藤善昭	学校教育課長	田澤孝一
生涯学習文化課長	篠崎正代	文化財課長	山口耕一
スポーツ振興課長	若林毅		

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	谷田貝明夫	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 松本委員長、大島副議長、広瀬市長

3. 概要録署名委員 五戸委員

4. 事件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし
現地調査 大松山運動公園砂利駐車場・プール
薬師寺歴史館
南河内小中学校 学童保育施設
南河内 テニスコート

《発言の申し出》

●学校教育課長： 前回の委員会で五戸委員から質問のあった、市内小中学校のいじめ認知件数について、令和元年度のデータでは市内小学校11校で年間138件、中学校で39件で、合計177件となる。総人数に対する割合で比較すると、下野市は国、県より低い数値となっている。

議案第2号 令和2年度下野市一般会計補正予算（第8号）【所管関係部分】

《質疑・意見》

第2表 継続費補正

- 坂村委員： 総額は同じだが、補正となる理由を伺う。
●生涯学習文化課長： 事業費の確定に伴い、令和3年度・令和4年度分を変更したものである。

第3表 繰越明許費補正

- 坂村委員： グリムの森施設整備事業、南河内東公民館改修事業の繰越の理由を伺う。
●生涯学習文化課長： グリムの森施設整備事業について、多目的ホールの特定天井の構造が設計時に予測できなかった状況のため、施工方法の選択設計及び設計変更が生じたため工期が遅れたことにより繰り越しを行う。南河内東公民館改修事業については、12月補正で議決を得たが、今年度は設計業務のみ執行予定であり、工事費については令和3年度に繰り越す。

[歳入]

15款2項2目 民生費国庫補助金

- 磯辺副委員長： 子育てのための施設等利用給付交付金について、当初予算を見ると3,591万6,000円で、補正で2,000万円近くの減額になる理由を伺う。
●こども福祉課長： 私学助成という私立幼稚園への施設等利用費や、預かり保育、認可外保育施設の利用経費を補助しているものであり、令和2年度の当初予算では無償化による利用費を多く見込んでいたが、実績として利用者が少なかったためである。新年度予算は今年度の実績に基づき計上している。
○磯辺副委員長： 令和元年度、消費税が上がったときから始まっているのか。

- こども福祉課長： 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まっている。

15款2項3目 衛生費国庫補助金

- 坂村委員： 保健衛生施設等災害復旧費補助金は、一昨年の台風の災害復旧工事に対する補助金でよろしいか。
- 健康増進課長： 一昨年の台風19号できらら館の保健センター一部分が水没し、その部分の改修費用の国庫補助となる。

21款3項1 貸付金元利収入

- 坂村委員： 保育士等就業奨励金回収金について、もともと市内の保育士として働いてくれる方を募集するものだと思うが回収金とはどういうことか。
- こども福祉課長： この奨励金は、将来市内の保育所等に勤務する学生に対して交付するものであり、平成28年4月から4年間交付を受けていた方が養成学校卒業後に県外に就職したため交付額144万円について毎月3万円を4年間で返済していただくものである。今年度は6～3月まで、10か月分の返済で30万円となる。
- 小谷野委員： 保育士等就業奨励金はあくまでも下野市内の保育園・幼稚園に就職した方を対象とするが、市外に就職した理由を伺う。
- こども福祉課長： 奨励金の交付申請の際、制度説明をして市内に就職するようお願いしているが、養成学校が県外ということもあり、憶測ではあるが待遇面とかを考慮し、学校の近くの保育所に就職したと思われる。

[歳出]

3款1項1目 社会福祉総務費

- 坂村委員： 市社会福祉協議会への交付金が減額となっている理由を伺う。
- 社会福祉課長： 社会福祉協議会に職員が人事交流しており、年度当初考えていた職員と実際に行った職員の給料の差額による減額である。
- 坂村委員： 民生委員児童委員活動事業の減額は、コロナの影響で民生委員の活動が出来なかったことが理由なのか。
- 社会福祉課長： そのとおり、県の会議や研修に参加できなかった部分を減額した。

3款2項1目 児童福祉総務費

- 坂村委員： 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業について内容を伺う。
- こども福祉課長： 新型コロナウイルス感染症対策として消毒液等や感染防止のための備品に対する助成を行うものである。9月の補正時に16施設分計上し、今年度実施しているところである。今回、国の第3次補正に伴い新たに希望した私立園が4園、民間の学童保育施設が2施設4支援単位、合わせて8施設に対し、一施設あたり50万円の補助金を交付するものである。

3款2項2目 児童措置費

- 磯辺副委員長： 児童手当事業、児童扶養手当事業とかなりの額が減額となったが、予測できなかったということか。当初予算はもっと大きな額となるが。
- こども福祉課長： 昨年9月の元年度決算においてそれぞれの手当について残額が多く出ていたため、今年度は精査して実績に応じ減額したものである。
- 磯辺副委員長： 年度途中でそれほど変化すると思えないが、余分にとっておくものなのか。
- こども福祉課長： 余分にとる必要は無く、令和3年度の当初予算は令和2年度の実績に応じて計上している。

10款1項2目 事務局費、10款2項1目 学校管理費

- 磯辺副委員長： 国県支出金というのは歳入のどこからか。
- 教育総務課長： 調べて報告する。

10款1項2目 事務局費

- 坂村委員： 児童生徒就学援助費事業の事業内容を伺う。
- 学校教育課長： 保護者の収入が低いなどの理由で就学が困難な生徒に対する援助事業を行っているが、今後の支出見込みにより減額したものである。当初、援助事業については、国の概算要求に基づいて当初予算を要求しているが、概算要求より低い額で確定されており残が生じる見込みのため減額したものである。

10款1項5目 教育振興費

- 小谷野委員： 義務教育学校整備事業の既存校舎接続部・工作物解体工事費について、減額の理由を伺う。
- 教育総務課長： 既存校舎部分、接続部分の解体工事をしてきたが当初予算においては解体ということで変更を見込んで予算措置していた。事業費が実際はそれより少ない額で確定したということで2,100万円ほど減額になる。
- 小谷野委員： 現地を見てスクリーンで説明を受け、現場代理人から2階のスラグが打ち終わったら接続部分の工事を行うと聞いたが、その予算は残っているということか。
- 教育総務課長： 解体工事については、建設工事が始まる前に既存校舎の部分を壊しているためその解体工事である。
- 小谷野委員： これは、工事がまだ終わっていない部分か。
- 教育総務課長： これから既存校舎接続部の工事をするが、解体工事はそれに先駆けて終わっているため、その清算である。

10款2項1目 学校管理費

- 坂村委員： 小学校施設整備事業で祇園小エアコン設置とあるが、概要を伺う。
- 教育総務課長： 祇園小学校で来年度、特別支援学級が増設になることに伴い、2階の資料室を改修し、エアコンを設置する。

10款3項1目 学校改修費

- 小谷野委員： 中学校改修事業の石橋中学校外構工事について、減額の理由を伺う。
- 教育総務課長： 予算段階では止水板を具体的にどのようなものにするか決まっていなかったため概算額で予算を確保していたが、常設するものではなく取り外しが可能なものになったことで予算が抑えられたためである。
- 小谷野委員： 台風の大雨対策でということだが、警報が出たとかどういう時に誰が設置するのか。
- 教育総務課長： 常に中学校に置いてあるため、大雨や台風が予想される際には、先生方に設置をお願いしているものである。
- 小谷野委員： 土日にかかると金曜日に設置をお願いするのか。
- 教育総務課長： 予報などで事前に分かるときには、金曜日に設置するという考えている。
- 小谷野委員： 大きさや重さは不明だが、一人で設置できるものなのか。
- 教育総務課長： 一人で設置は可能である。1個あたり6.2kgとなっている。
- 小谷野委員： これは何箇所設置できるのか。
- 教育総務課長： 箇所数までは把握していないが、すべての入口に設置できるよう数を揃えている。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第8号 令和3年度下野市一般会計予算【所管関係部分】

《質疑・意見》

[歳入]

15款1項2目 民生使用料

- 磯辺副委員長： 社会福祉施設使用料について、この3種類の使用料はどこからの収入か伺う。
- 社会福祉課長： こばと園使用料について、一つ目は利用者からの負担金であり、3歳以上については幼児保育の無償化により負担はないが、3歳未満の利用者の一部負担金1割、二つ目が事業者として設置しているため、利用者が利用した報酬が国保連合会から介護サービス給付費としての収入。三つ目が相談員が計画相談を実施したことに対する収入である。けやきの使用料は、小学生以上の放課後デイサービスの使用料1割分の一部負担金。きらら館デイサービスセンターについては、栃の木会からの建物の使用料となる。

16 款 2 項 2 目 民生費国庫補助金

○五戸委員：結婚新生活支援事業の内容を伺う。

●こども福祉課長：今年度からの新規事業であり、少子化対策を目的として、結婚に伴う住宅の取得費、住宅を借りる費用、引っ越し費用を補助するものであり、基準が夫婦ともに年齢 34 歳以下としていたものが来年度から 39 歳以下に緩和され、世帯所得が 340 万円未満だったものを 400 万円未満に拡大となる。1 世帯当たり 30 万円を上限とし、国から 2 分の 1 の補助がある。

○磯辺副委員長：児童福祉費補助金の子ども・子育て支援整備交付金は、全額、学童保育室の整備に充てられるということか。

●こども福祉課長：そのとおり全額補助金を充てるという形になる。

16 款 2 項 5 目 教育費国庫補助金

○坂村委員：学校施設環境改善交付金の対象について伺う。

●教育総務課長：祇園小学校のトイレ改修事業と義務教育学校整備事業について予定している。祇園小トイレについては補助率 3 分の 1 で 1,031 万 6,000 円。義務教育学校については給食調理場が対象となり、新增築分として 1,421 万 6,500 円、改築分として 1,399 万円を予定している。

17 款 2 項 2 目 民生費県補助金

○坂村委員：高齢者福祉費補助金の地域医療介護総合確保基金事業交付金について、内容を伺う。

●高齢福祉課長：令和 3 年度、小規模多機能型居宅介護事業所の新規事業所募集を行う予定だが、施設整備の条件に合えば補助金交付対象になるが、財源として県の地域医療介護総合確保基金事業を活用し補助金を出す。現在は募集前で、規模がはっきりしないため、科目設置のため 1,000 円の計上である。

17 款 2 項 2 目 民生費県補助金

○五戸委員：軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業費について、何名分の予算になるのか。

●社会福祉課長：県から費用の 2 分の 1 が入ってくる事業であるが、後ほどお答えする。

○坂村委員：児童福祉費補助金の子育て支援対策臨時特例交付金について、内容を伺う。

●こども福祉課長：幼児教育・保育無償化時に導入した、子ども・子育て支援システムの保守に対する補助である。

17 款 2 項 2 目 教育費県補助金

○坂村委員： 保健体育費補助金のいちご一会とちぎ国体競技別リハーサル大会運営費補助金について、実行委員会等開催できない状況だが、国体の運営について状況を伺う。

●スポーツ振興課長： リハーサル大会の経費には県の補助が出る。県で基準額を設けており、大会経費、会場経費、競技役員経費などについて該当の2分の1を補助される。サッカーは261万2,167円、ハンドボールは870万2,587円がそれぞれ該当するため申請している。国体は今年リハーサル大会であり、ハンドボールは8月、サッカーは10月を予定として今のところ動いている。観客を制限するなど十分な感染症対策をしながら準備を進めている。

20 款 2 項 5 目 地域福祉基金繰入金

○磯辺副委員長： 地域福祉基金繰入金の充当先を伺う。

●高齢福祉課長： 3款1項3目のねたきり老人等介護手当事業に充当する。

22 款 4 項 3 目 雑入

○坂村委員： 太陽光発電設備余剰電力売払収入について、設置箇所を伺う。

●教育総務課長： 市内で6校あり、緑小学校、石橋小学校、古山小学校、国分寺東小学校、石橋中学校、国分寺中学校である。

○磯辺副委員長： 長寿社会づくりソフト事業費交付金について、内容を伺う。

●社会福祉課長： 令和3年度に地域福祉計画を策定するため、長寿社会ソフト事業交付金として公益財団法人地域社会振興財団から補助金を得て、地域福祉計画に充当される。

○磯辺副委員長： 偉人マンガの製作と活用事業助成金について、どこから入りどこに充当されるのか伺う。

●文化財課長： B&G財団から補助率100%、300万円を上限とした来年度の助成金に関する募集があったので応募したところ昨日、交付の内示が示された。

○磯辺副委員長： 偉人とはどなたのことか。

●文化財課長： 取り扱う人物や内容に一部縛りがあり、徳川家康や織田信長のような有名な人ではなく、地域で意外と知られていない人を扱うということで、まずは下野古麻呂を中心に計画している。100ページの漫画なので、下野一族とか、地域に名前が残っている方などを中心にシナリオを作る予定である。

○磯辺副委員長： シナリオは誰が書くのか。

●文化財課長： おそらく私になる。

○坂村委員： 保育士就業奨励金回収金について、内容を伺う。

- こども福祉課長： 補正の質問のあった奨励金の2年目の回収金となる。
- 坂村委員： 市内に就職できればよいが、様々な事情がある中でなるべく回収とならないよう策を打つのか伺う。
- こども福祉課長： このように回収となるのは初めてである。在学中は在学証明や成績証明、就職後は就労証明を提出していただくが、これにより発覚したケースである。チェック体制をさらにしっかりして、今後も臨みたい。また、高校や大学へ毎年通知を出して、学校にも足を運ぶなど周知活動を行っているが、今回は昨年より高校と大学合わせて10校近く増やして周知している。しっかりしたチェック体制と周知活動により、今後は市内に就職できるよう努めていきたい。
- 坂村委員： 私の母校にも置いている。奨励金を受けていることをもっと自覚するよう注視してほしい。

《発言の申し出》

- 社会福祉課長： 先ほどの五戸委員のご質問にお答えする。新規購入4件、修理を4件見込んでいる。

3款1項1目 社会福祉総務費

- 磯辺副委員長： 福祉有償運送運営協議会はどのような方が集まっているのか。この事業を行っている事業者があるのか伺う。
- 社会福祉課長： この事業は県から権限移譲になったもので、以前は県南健康福祉センターで行っていた。NPO法人が要介護者や身体障がい者などに対して道路運送法上の登録を受け、ボランティア輸送としての有償の運送について、必要性や実施に伴う安全性等について協議をする会である。県交通対策課、陸運局、市職員、民生委員、タクシー業者など、7名の委員で構成されている。市で許認可するのではなく、協議会の意見を付けて業者が県から許可を受けるものである。3年毎に業者が意見書を提出する流れである。
- 磯辺副委員長： 市内には福祉有償運送をやっている法人があるのか。
- 社会福祉課長： 市外にパステルという事業者があるのは知っている。その他は調べ報告する。
- 磯辺副委員長： 市内になれば協議会を開かなくてよいのか、または他の話し合いをしているのか。また福祉有償運送とは安価で運送することになるのか。
- 社会福祉課長： 市内の方がパステルを利用しているので、市内で利用している方がいれば市の意見も聞くということで開催することとしている。
- 磯辺副委員長： 福祉有償運送は、デマンドバスや福祉タクシーのようなものではないということは、こういった形態のものになるのか。
- 社会福祉課長： NPO法人等が要介護者や身体障がい者の会員に対し、営利と認められない実費の範囲内で、乗車定員11名未満の車を利用し原則ドアツードアの個人輸送を行うものである。

- 磯辺副委員長： 委託料の虐待対応専門職チーム派遣とあるが、これはどんな時、だれに頼むのか。
- 社会福祉課長： 慎重な対応が必要な案件に対して、県の虐待センターから弁護士や社会福祉士などを派遣するものである。
- 磯辺副委員長： 県が作っているチームだが、料金が発生するということか。
- 社会福祉課長： その通り。
- 磯辺副委員長： 実際に派遣を受けたことはあるのか。
- 社会福祉課長： 今のところない。

3款1項2目 障がい福祉費

- 坂村委員： 障がい児通所支援給付について利用人数を伺う。
- 社会福祉課長： こぼと園のような児童発達支援と、けやきのような放課後デイサービスがあり、利用者は100人、150人ほどになる。放課後デイサービスは集団での保育に対応できなくて、障がい者手帳を持っていなくても、サービス計画を市に提出し事業者と契約するものになる。
- 坂村委員： 手帳を持っていない子も対象となるということだが、手帳を持っておらず少し障がいの傾向がある子に関しては、普通の学童で不便なことはないのか。
- 社会福祉課長： 学童で、集団についていけないようなお子さんについて相談があった場合、サービスであるため、サービス計画事業所等で計画を作り利用する。
- こども福祉課長： 学童保育でもグレーな方の受け入れ体制はとっている。

- 磯辺副委員長： 障がい者地域生活支援事業の委託料の緊急時相談対応と扶助費の緊急時一時保護について、地域生活拠点等事業とまとめた金額であったが、一体的な事業なのか伺う。
- 社会福祉課長： 拠点事業として一体的である。1つは夜間緊急電話対応、もう1つは緊急保護した方の一時的な預かりをお願いしている。
- 磯辺副委員長： 附属資料だと緊急時一時保護1件となっているが、1件の金額なのか。
- 社会福祉課長： 1件だが15日間を想定している。2件で7日間ずつということもある。

- 磯辺副委員長： 福祉タクシー事業と介護タクシーは違うものなのか。
- 社会福祉課長： 福祉タクシーは身体障がい者手帳1・2級、療育手帳、精神障がい者保健手帳1・2級を持っている方に利用券を交付する事業である。
- 磯辺副委員長： 事業の実態として、介護保険で使える介護タクシーがあると思うが、介護タクシーと福祉タクシーを併用していることもあるのか。
- 社会福祉課長： ないと思われる。

- 磯辺副委員長： 介護タクシーというのもあるので、介護保険とは違うということか。
- 社会福祉課長： 先ほど申し上げた方が対象となる事業である。
- 磯辺副委員長： 単価はどのくらいか。
- 社会福祉課長： 初乗り料金 500 円で計算している。

- 坂村委員： 福祉タクシー利用助成は、昨年に比べサービス向上の結果増額になったのか。
- 社会福祉課長： 令和 3 年度よりストレッチャーや車いす利用の方の介助料がかかっているということが分かり、負担軽減のためひと月当たり 500 円券 4 枚上乘せした。
- 坂村委員： 総務常任委員会でもデマンドタクシーと並べて話題となっていたが、利用したい時に利用できる状況となっているのか。
- 社会福祉課長： 交付枚数のうち利用率は 41%ほどであり、その中で足りない方もいれば、余る方もいる。今回は特に車いすの方が、タクシー会社から介助料を別途請求され払っていたことが分かり、負担軽減のため、令和 3 年度に追加で計上した。
- 坂村委員： 利用したいときに利用できているか。
- 社会福祉課長： 利用したいときに利用できていると聞いている。
- 磯辺副委員長： ただいまの件について、実態を想像すると、車椅子が常時必要な方は福祉タクシーを利用すると思うが、身体障がい者手帳、療育手帳や精神手帳の方など、申請する方に偏りがあるか調べたことはあるのか。足が不自由な方は車椅子ごと乗れるタクシーが必要だが、障がいの種類によっては福祉タクシーでなくてもよいかと思うが、どのような方の申請が多いのか。
- 社会福祉課長： 精神障がいの方がかなり多い。また身体障がい手帳をお持ちの方でご家族と一緒に乗っていくときに使われたり、知的の方も親御さんと一緒に病院という方もおり、ある程度まんべんなくいる。

3 款 1 項 3 目 高齢者福祉費

- 坂村委員： コロナ禍で高齢者虐待が増えていることが懸念されているが状況はどうか。
- 高齢福祉課長： 高齢者の虐待について、年々増加傾向である。今回コロナの影響とははっきり言えないが、相談件数は増えていると包括支援センターから報告を受けている。適切な対応をとっており、死亡等の大きな事故まで発展したケースはない。今のところ相談で済んでいる状態である。件数が徐々に増えているのが現状である。
- 坂村委員： 虐待についてはコロナなどがきっかけかもしれないが、直接的な原因を調査していれば原因と相談への対応を伺う。
- 高齢福祉課長： 様々なケースがあり一概には言えないが、高齢になると動きが緩慢になり、それに対して家族から暴力を受けることがある。年金搾取など金銭面でのトラブルが多いようである。デリケートな部分があり原因を深く追及するというのも難しいが、現状そういうことである。

- 磯辺副委員長： 社会福祉法人監査研修会について、対象者と内容を伺う。
- 高齢福祉課長： 法人の監査を定期的に市職員が行っているので、職員が研修を受け知識向上を図ることを目的としている。
- 磯辺副委員長： 監査のあり方等を勉強してということだが、市内には多くの社会福祉法人がある。大きなところは監査を委託していると思うが、どんな規模のところを職員が実施するのか。
- 高齢福祉課長： 3～5年毎に法人監査をするが、経理の部分の監査ではなく、施設運営のチェックである。どのようなところをチェックするか等の研修を受けたうえで行っている。
- 磯辺副委員長： これはいつからやっているのか。高齢福祉課職員がやるのか。
- 高齢福祉課長： 開始時期は正式にはわからないが、しばらく前から行っている。

- 小谷野委員： 配食サービス事業について、安否確認も併せてお願いしていると思うが、配食サービスの方が医療機関につなげた件数はあるのか伺う。
- 高齢福祉課長： 配食サービスしながら見守りをしてもらっているが、今のところはない状態である。配食の時には在宅で直接渡して安否確認ができています。
- 小谷野委員： 旧町ごとに業者委託をしていると思うが、それぞれの申込数を伺う。
- 高齢福祉課長： 業者は選択制であり、さほどばらつきなく、同じような件数で3箇所が利用されている。
- 小谷野委員： 選択できるということは、どの地区にいても業者を選べるということか。
- 高齢福祉課長： 内容を見て選択することができるし、変更もできる。

- 磯辺副委員長： 社会福祉施設整備補助事業について、今後何をする予定なのか。
- 高齢福祉課長： 歳入で坂村委員の質問もあったが、今年度小規模多機能型居宅介護事業所の整備を予定しており、新規事業所の募集を行うこととなっている。募集して該当があれば審査委員会を開き内容の精査をするため、委員の報酬をとってある。内容が決まり補助対象となれば、補助金を補正して計上することになる。

3款1項4目 障がい児施設費

- 磯辺副委員長： こばと園事業について、子ども発達支援センター運営委員会があるが、こばと園はセンター機能を持っているのか。例えば保育園に行き1人の子どもについて補助するなど、保育園の支援を行っているのか。
- 社会福祉課長： 今回の障がい者福祉計画でのセンターは給食を提供するなど縛りの強いもので、県南圏域においても現在設置されておらず、圏域内で設置を検討している状況であるが、縛りの強いセンターではないが、市内の保育園などで連携をとって訪問支援を行っている。

- 磯辺副委員長： そうするとサービス利用計画などを作っているとのことでセンターと呼べるものではあるということか。
- 社会福祉課長： 縛りが強いセンターではないが、計画相談や様々な相談を受けたり、療育支援をお持ちの方の介護サービスを行っている。
- 磯辺副委員長： 福祉型であり、医療型ではないということか。
- 社会福祉課長： 医療型ではない。
- 磯辺副委員長： 1日の定員は20名で、月平均利用見込みが100名とあるが、1日の平均利用数はどのくらいなのか。
- 社会福祉課長： 1日あたり20名利用で、3歳以上については90分間の療育ができ、3歳未満児については80分できる。毎日通っているわけではなく様々な施設を併用しており、20名までとなっているが午前午後で療育できる時間でお預かりしている。
- 磯辺副委員長： ざっくり一日何人来ているか。
- 社会福祉課長： 調べて報告する。

- 磯辺副委員長： こども通園センターけやき運営事業について、保護者1割の負担分が市に入るとのことだが、障がい児に対しての給付費分はパステルなどの事業者へ行くのか。また運営費はどのようなものか。
- 社会福祉課長： 主に人件費になる。
- 磯辺副委員長： 法人と市のけやき運営の分担が良く分からないが、保護者が出すお金は市に入り、人件費に入り、場所を提供する。給付費はパステルが受け取っているということか。

3款2項1目 児童福祉総務費

- 坂村委員： 非常勤職員報酬の増額は、増員によるものか。
- こども福祉課長： おっしゃるとおり、虐待の件数がかかなり増えている状況から来年度から1名増員した分になる。

- 磯辺副委員長： 認定こども園整備事業について、薬師寺保育園や薬師寺保育園分園創設とある。薬師寺保育園は施設整備を行い、認定こども園になるということなのか。
- こども福祉課長： 平成31年4月に民営化となった薬師寺保育園について、認定こども園整備事業となっているが、内容は移転整備である。
- 磯辺副委員長： 場所は今までの場所からどこに移動するのか。
- こども福祉課長： 緑2丁目のクリニックの西側を予定している。

- 坂村委員： 病後児対応型保育事業の委託料について、増額の理由を伺う。
- こども福祉課長： 増額の理由は2点あり、1点目は体調不良時対応型保育事業に薬師寺保育園が新たに追加になったこと、2点目が病児・病後児対応型保育事業で、一箇所あたりの年額が決まっているが、新たな取り組みを行うことで、改善分として一

定額加算される仕組みとなる。令和3年度から病児・病後児それぞれの園で実施することになったためである。

3款2項3目 母子福祉費

○坂村委員：デートDV防止啓発事業について内容を伺う。

●こども福祉課長：来年度からの新規事業で、将来のDVを未然に防止するため市内4校の中学3年生を対象にDVに関する講座を行う。講師派遣による講座を予定しており、好評であれば、今後各校中学3年生を対象に実施を検討している。

○坂村委員：DVに関する被害や相談が多くなり始めたということか。

●こども福祉課長：DVの件数は増えている。急増するDVを未然に防止するため、若年層に対して訴えていきたい。

3款2項4目 保育園費

○磯辺副委員長：一時預かり保育事業について一般型と幼稚園型とあるが違いを伺う。

●こども福祉課長：一般型というのは保育園や幼稚園等に通っていない方を対象に実施している。幼稚園型は幼稚園等に在籍している方が対象である。

○磯辺副委員長：通っていない方の一時預かりは、リフレッシュや冠婚葬祭といった理由で急で預けるということで、幼稚園・保育園どちらでも大丈夫なのか。

●こども福祉課長：どちらでも大丈夫である。

○小谷野委員：こがねい保育園は民営化に向けて業者選定が行われている最中か。決定したか。

●こども福祉課長：3月末に選定委員会を開催するため準備を進めている。

○小谷野委員：事業者の応募は何社あったのか。

●こども福祉課長：3事業者の応募があった。

○小谷野委員：薬師寺保育園民営化後に移転となる。台風の時に水が来てということでは移転するのかなと思うが、せつかく民営化するのでしっかり整備して対応してほしい。

3款3項1目 生活保護総務費

○磯辺副委員長：被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業について、附属資料によると、ともに会計年度任用職員を充てることになっているが、専門性のある方になるのか。

●社会福祉課長：被保護者就労支援事業はハローワーク等の就労支援の知識を持った専門員を予定している。被保護者健康管理支援事業については生活習慣病予防等のため看護師を配置し、1月からすでに実施している。

○磯辺副委員長：被保護者就労支援事業はハローワークから来てもらうのか。

●社会福祉課長：ハローワークで支援員をしていて退職された方を想定している。

- 磯辺副委員長： ハローワークを退職された人材の検討がついているわけか。
- 社会福祉課長： 現在いる方に次年度もお願いしたいと考えている。
- 磯辺副委員長： 報酬の違いは、働き方の違いということか。
- 社会福祉課長： 支援員は週3日、看護師については月に3日程度予定している。

- 小谷野委員： TV・新聞等によると生活保護申請者が増えているとのことだが、予算は減額になっている。どういう理由で減額したのか。
- 社会福祉課長： 実績に基づき減額している。市では社会福祉協議会に自立支援事業を委託しており、就労支援や小口資金等で何とか立て直してもらおうというようなことを行っている。
- 小谷野委員： 申請件数は増えていないのか。
- 社会福祉課長： 増えていない。
- 小谷野委員： 景気が回復したということはない。持続化給付金などにより支援してきたが、緊急事態宣言が解除されて、営業しても客が入らなくなってくると、営業が厳しく従業員を切らなければならないというようなことにもなってくる。最悪は補正予算も考えているのか。
- 社会福祉課長： 社会情勢の変化により保護申請者が増えれば、対応する。
- 小谷野委員： 下野市で安心して生活できることをアピールするためしっかり対応してほしい。

《発言の申し出》

- こども福祉課長： 薬師寺保育園移転について、現状のままで認定こども園にはならないと話したが、移転後は認定こども園に施設区分を変更する。
- 社会福祉課長： 福祉有償運送登録業者は1件ある。また、こぼと園の1日平均利用者は12名である。

4款1項1目 保健衛生総務費

- 坂村委員： 扶助費の不妊治療費について、国の方針で不妊治療が進められていくが、市の対応方針は状況により変更していく予定はあるのか。
- 健康増進課長： 市では単独事業で助成しているが、国では将来的に医療保険対応にしようとしている。今までは一生涯のうちに不妊治療を6回まで、39歳までに受けられる状態だったのを子ども一人につき6回までに改正している。市でも子ども一人につき6回まで補助を出すと国と県に合わせることにしている。

- 坂村委員： 思春期保健事業について状況を伺う。
- 健康増進課長： 小・中学校、特別支援学校において、出前講座を開催している。小学5年生及び中学3年生を対象とし、性教育や自己肯定感、自己決定力

を高められるような支援として毎年実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により講座ができなかったため、別途資料を配布する予定である。

4款1項2目 予防費

- 坂村委員： 委託料の各種がん検診について、力を入れる取り組みと伺ったが、コロナの影響で受診者が減っていないか。また受診率をどう上げていくか伺う。
- 健康増進課長： 令和2年度は二度の緊急事態宣言発令により集団検診の開始が2カ月程度遅れた。その分年度末に追加で検診を予定したが1月にも緊急事態宣言となり、11回が中止となった。そのため実際の受診者数は令和元年度と比較すると2,000人ほど減少する見込みである。個別検診は通常通り実施していたので集計が終わっていないが、令和3年度はまだコロナが終息していないため密を避け感染症対策を実施した上での予定のため、1回あたりの検診人数を減らして実施していく予定である。
- 坂村委員： 市としてがん検診に力を入れているが、受診者増加のため以前と違う取組になるか。
- 健康増進課長： がん検診を含む特定検診もやっているが、例年受付開始日には電話がつながりにくかったので受付できる回数、予約できる日程を減らし、電話の混雑を避け予約しやすくする。またインターネットで予約ができるようになったので、そちらも利用推進していきたい。
- 坂村委員： 新型インフルエンザ対策事業について、新型コロナの関係もあり備蓄量が減ってきていると思うが、必要な量を確保できているということでしょうか。
- 健康増進課長： 令和2年度までに備蓄したものはコロナ感染症対策により大分使用したため、補充したところである。令和3年度は、例年同様の備蓄に加え新型コロナウイルス感染症対策として、ガウン一式など例年より多く購入予定である。そのほか、備蓄計画にある石鹼やゴミ袋も予算に計上し増額した。
- 磯辺副委員長： がん検診について、乳がん検診だけ個別健診がないがなぜか。
- 健康増進課長： 現在集団検診でしか実施していないが、個別検診で受けられる医療機関がないのかと思う。例えば胃がん検診については、本市は受診率が低い状況であるが、個別検診を実施している医療機関がないということがある。詳細は確認して報告する。
- 小谷野委員： 新型コロナウイルスワクチンの医療従事者の先行接種を行っていると思うが、65歳以上の高齢者の接種はいつ頃を予定しているのか伺う。
- 健康増進課長： 医療従事者の先行接種が2月15日くらいから一部医療機関で始まったが、市内の医療従事者の優先接種は始まっていない。自治医大付属病

院が基幹病院になっているので今週1箱だけ届いていると思う。市役所に医療従事者分のワクチンが届くのは3月下旬に1箱、1,000人分届くと思われる。対象者は3,000人おり、3箱揃うのは4月になってから、その次の65歳以上分は未公表だが4月最終週、市に最低1箱は届くだろうということである。

- 小谷野委員：報道されているほど早く接種できないということか。
- 健康増進課長：そのとおりである。1箱1,000回分は500人2回分である。1万5,000～1万6,000人が対象だが、希望者のみのため実際には受けない人もいる。実際にワクチンが安定的に届くのは5月中旬から6月になると思う。国でも6月末までには高齢者分を配分するとしている。現在最初の1箱をどう使うか検討が始まったところである。
- 小谷野委員：65歳以上の方というひとくくりでは人数が多く、500人分となるがとりあえず90歳以上とか年齢で区別をつけるのか。65歳以上を一斉になるとパニックになるのではないかと思うが、その辺りは検討をしているのか。
- 健康増進課長：高齢者施設に入っている方を優先してはという話もある。いろいろなことを考えているが、よく検討していきたい。
- 小谷野委員：年齢別で区切った方がいいと思う。また、ワクチンを無駄にしないような方策を市として十分に検討しなければならない。開業医で接種すると無駄になる心配もあると思うので、医師会とよく相談しながら十分連携を取り、無駄のないように一人でも多く接種できるように取り組んでいただきたい。
- 健康福祉部長：まさにいま考えているところである。金曜日医師会と協議するところであり、年齢をさらに細かく分けるのか施設ごとに送るのか、意見をいただくところである。高齢者は4月の連休直後かと考えているが、調達ができれば速やかにしたい。3月25日にコールセンターも設置が決まったので、15日付の自治会回覧等で周知していきたい。

10款1項2目 事務局費

- 坂村委員：スクールアシスタント配置事業について、GIGAスクール構想に係るタブレット利用のための指導者配置が少ないのではという話があったが、それを踏まえた増額なのか。
- 学校教育課長：GIGAスクール対応による増額ではなく、1つは複式学級の解消にあたる補助員として、授業のできる職員を令和2年度は1名であったが、来年度複式学級が増えるため2名への増員分である。また、会計年度任用職員が2年目となり報酬や賞与の増額の加算によるものである。

10款1項3目 教育研究所費

- 坂村委員：委託料の教育情報ネットワークサーバは、Wi-Fiの整備か。
- 教育総務課長：庁舎にネットワークサーバがあり、リース期間が満了となるためその更新費用である。

- 坂村委員：教育情報ネットワークシステム借上についても同様の状況か。
- 教育総務課長：これについてもネットワークサーバ等の借上げ料である。教育情報ネットワーク活用事業の中に児童生徒対応のWi-Fiルータ貸し出しに関する経費も含んでいる。ルータ購入費用や通信の経費を見込んでいる。
- 坂村委員：ネットワーク環境が整備されていない家庭に対応するものか。
- 教育総務課長：そのとおりで、家庭に環境が整っていない児童生徒に対応するものである。

10款1項2目 事務局費

- 小谷野委員：奨学金貸付事業について、このコロナ禍で急な申請があったら対応してほしいと言ったが、申込はあったか。
- 教育総務課長：緊急在学奨学生10名分を補正したが、緊急での申請は見込みより少なく1名であった。
- 小谷野委員：資料では緊急在学奨学生2名とあるが、令和3年度に緊急分として2人程度を予定しての計上になるか。
- 教育総務課長：緊急分として2名分、そのほか通常分を35名分計上している。

10款1項3目 教育研究所費

- 磯辺副委員長：小中一貫教育推進事業の非常勤職員報酬に統括コーディネーター1名とあるが、業務について何う。
- 学校教育課長：一貫教育に関する会議資料作成、スクールバス運行管理に関する現地調査等を率先して行っており、来年度4年目になる職員が対応している。
- 磯辺副委員長：非常勤職員、会計年度職員1名が、一貫教育から出てくる事務处理的なことを全部やるという専任の方なのか。推進すること、文書作成、スクールバスや小中学校ができたことで生じる事務処理をされるということか。どういう方か。
- 学校教育課長：すべて一人ではできないので、学校教育課の職員も一緒に対応しているが、小中一貫に関して中心となって取り組んでいただいている。校長経験者であり学校からの相談にも対応できる方である。校長と協議しながら進めていく相談役としても活躍していただく経験豊富な方である。
- 磯辺副委員長：県内では一貫教育を進めているが、県教育委員会からの推薦の方か。
- 学校教育課長：市で独自に採用している方であり、県教委からではない。

10款1項4目 学校給食費

- 磯辺副委員長：南河内第二中学校区給食室改修について、どういうことか何う。

- 教育総務課長： 南河内第二中学校・緑小学校・祇園小学校のいずれも給食室が老朽化しているため、祇園小学校で3校分調理し、他2校に配送を計画している。祇園小で他2校分を調理するとなると、単独ではなく共同調理場となるため、建築基準法で工場扱いになり、今の用途地域では建築できないので、48条の許可を得るにあたり県と協議しており、公聴会等必要になる。それを実施するにあたり、環境調査が必要となりその経費を予算計上した。
- 磯辺副委員長： 環境影響等調査とあるが、これをしてだめになったという話は聞かないが、うまく進んでいくと予測しているのか。
- 教育総務課長： 調査については項目を絞り、現在の建物がどのくらいの騒音・臭気があるのかや、新たな建物の騒音や臭気の推定、配送に関して交通量への影響などを調査するものである。
- 磯辺副委員長： 計画通りいかないとややこしくなると思うが、いかがか。
- 教育総務課長： 施設自体は祇園小単独の調理場で、他2校分給食数は増えるが、内容はそう変わらないため、騒音・臭いは大きく変化ないだろうと考えているが、配送用トラックが入ってくるのでその影響は今後慎重に調査を行っていく。

10款2項1目 学校管理費

- 坂村委員： 学校管理費の使用料について内容を伺う。
- 学校教育課長： 令和3年度から新規で計上しており、授業目的公衆送信補償金制度というものがあり、GIGAスクール構想で、家庭で学校から配信される授業等を視聴できる仕組みを今作っているが令和2年度は無料に対応してきたが、令和3年度より料金が発生するものである。主に教科書を公衆送信するための著作権使用料である。小学生は一人当たり年間120円、月10円で児童の3,152名分と予備30名分である。中学校は、一人当たり年間180円、月15円で計上している。
- 坂村委員： 小学校施設整備事業で、祇園小、緑小の雨漏り改修とあるが、老朽化の心配があるが、どういう状況か。
- 教育総務課長： 雨漏りについては、2校以外にも計上している。部分的な雨漏りについてはこの予算で対応するが、ある程度の規模になると大規模な修繕、改修工事が必要になってくるので状況を見極めながら対応する。
- 坂村委員： 先日の地震の影響はなかったか。
- 教育総務課長： 特段大きな被害はなかった。

10款3項1目 学校管理費

- 磯辺副委員長： 中学校共通管理事業の中の報償費、スポーツ指導者謝礼について、何名で何時間分なのか。どこの学校に配置されたのか。

- 学校教育課長：一人分の計上である。1回あたり2,300円で20回分の計上である。県が推進している部活動補助員配置事業として、学校の部活動の技術指導に当たる方の派遣事業がある。本市ではすべて県からの派遣の方が各学校に6名おり、報酬は県から支払われているが、県の事業で漏れた場合を想定しての予算計上である。令和2年度もこの予算を使ってお願いした実績はない。来年度も県の派遣事業は継続されるため、まず申請を行って、足りなければ使うものになる。

10款4項1目 社会教育総務費

- 坂村委員：社会教育事業の成人式記念品は、延期になった成人式の分も含まれるのか。
- 生涯学習文化課長：そのとおり、今年10月開催分と令和4年1月開催の2回分となる。

10款4項2目 文化振興費

- 坂村委員：文化振興事業について、例年との違いについて伺う。
- 生涯学習文化課長：3月28日に除幕式を予定している歌碑建立をきっかけに、文化に親しみ文化の高まりを目指して天平の丘公園に定着する文化の香るイベントを創設するという事で「淡墨桜天平の桜歌会（おうかえ）」という事業を東の飛鳥プロジェクトの一環として実施したいと計上した。3月の淡墨桜開花時期に開催予定であり、歌碑建立をきっかけに桜のもとで行うことから桜歌会とネーミングして事業実施する予定である。

10款4項3目 文化財保護費

- 磯辺副委員長：東の飛鳥プロジェクト推進事業の中の地域再生マネージャー事業外部専門家派遣とある委託料について内容を伺う。
- 文化財課長：総務省関係の地域総合整備財団（通称ふるさと財団）が経費を全額負担する地域の在り方や史跡を活用した地域づくりの調査事業に応募し、昨年8月に2名のアドバイザーにより3日間ご指導をいただいた。
資料館や史跡公園等を見ていただき、アドバイスをいただき補助対象の事業として相応しいと判断されると申請対象となり今回合格したので申請させていただいた。来年度の予算で事業費550万円計上したが、3分の2の額が補助対象となる。事業内容は主に東の飛鳥プロジェクト推進事業の中のワークショップ講師謝礼、文化財ツアーガイド養成講座講師謝礼、モニターツアー、かんぴょう活用レシピ等制作等の地域再生マネージャー事業外部専門家派遣などすべてが補助対象事業となる。これらの事業をクリアし、今後3年程度の期間を想定した計画により、文化財を活用したまちづくり事業を進める予定である。この事業は後に地方創生交付金等にもつながる補助事業になるため、丁寧な進め

方を想定している。

10款4項5目 公民館費

○坂村委員： 石橋複合施設整備事業について、事業の進捗状況を伺う。

●生涯学習文化課長： 現在契約が済み、基本設計の詰めを行っている。2週間に1回、大和リースグループ、生涯学習文化課、ワーキンググループである関係各課で定例的に打合せを行っている。1月27日、29日、31日に住民説明会、石橋公民館利用者説明会を2月20日午前午後計2回利用団体代表者への説明会を行い、皆さんの意見を少しでも取り入れることができるよう進めている。基本設計確定後、6月末までの実施設計に移り、各種申請期間を経て令和3年10月から工事予定である。

○坂村委員： 説明会における住民の意見はどのようなか伺う。

●生涯学習文化課長： 利用者説明会、住民説明会ともに文教通りの交通量が多いので出入りの安全面を心配する声があった。他に内装の関係やトイレの位置、エレベーターがあるかなどや、使いやすさに関する意見・質問があった。

10款5項1目 保健体育総務費

○磯辺副委員長： いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会補助金、8,000万円の内訳を伺う。

●スポーツ振興課長： 来年度のリハーサル大会の補助金である。内訳は、開催推進費として来年度三重国体本大会の調査研究費、消耗品や広報活動費用、その他一番大きなものがリハーサル大会運営費である。サッカーとハンドボールがあり、サッカー大会では2,044万円計上している。この中には会場設営等委託料、競技運営用備品購入費やコロナ対策費が含まれる。ハンドボールについては、会場である石橋体育センターの観覧席設置等会場設営委託料、コロナ対策の検温設置などのリハーサル大会運営費である。

○坂村委員： B&Gプールリニューアル式典の、カヌーは何に使うのか。

●スポーツ振興課長： 今年度B&G海洋センターの改修を進めている。完成に合わせて式典をプールが始まる7月に開催したいと考えている。式典に合わせたカヌー教室開催のためのカヌーを夢くらぶ国分寺から借り上げる費用である。

○坂村委員： オリンピック関連の準備とあるが、コロナ対策等はどのように進めているのか伺う。

●スポーツ振興課長： オリンピックのパブリックビューイングをしたいと考えている。高藤選手が柔道60kg級で出場予定であり応援するためのパブリックビューイングの設置費用になる。会場はB&G海洋センター体育館を予定している。今年度も予定していたがコロナで延期となったので来年度計上する。当初

500人規模で予定していたが、コロナ対策として席を離して300人くらいの規模で開催を考えている。マスク、検温、消毒薬、コロナ対策を十分にして、なるべく大声を出さずに応援できるように応援グッズを作ることも考えている。

10款5項2目 体育施設費

- 坂村委員： 体育施設管理事業が増額となっているのは、植栽管理が増額となったということによいか。
- スポーツ振興課長： そのとおり、植栽管理は都市計画課で一括管理していたが、各課におりてきたため、スポーツ振興課分として計上したものである。

- 磯辺副委員長： 運動場改修事業の土地購入費は、テニスコート用地の分だけか。
- スポーツ振興課長： そのとおり、テニスコート部分の土地購入費であり、地権者2名となる。

延会

－ 第2号 －

○会議日時 令和3年3月11日（木）午後1時25分～午後4時03分

○場 所 議場

委員の出欠状況（出席＝○ 欠席＝×）					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	松 本 賢 一	副委員長	○	磯 辺 香 代
委 員	○	坂 村 哲 也	委 員	○	五 戸 豊 弘
〃	○	小 谷 野 晴 夫			
			出席 5人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
健康福祉部長	手 塚 均	教育次長	清 水 光 則
社会福祉課長	木 村 一 枝	こども福祉課長	仙 頭 明 久
高齢福祉課長	長 塚 章	健康増進課長	近 藤 和 行
教育総務課長	近 藤 善 昭	学校教育課長	田 澤 孝 一
生涯学習文化課長	篠 崎 正 代	文化財課長	山 口 耕 一
スポーツ振興課長	若 林 毅		

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	谷 田 貝 明 夫	議事課長	上 野 和 芳

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 なし

1. 再開

2. あいさつ 松本委員長

3. 事件

（1）付託事件審査について

≪発言の申し出≫

- 教育総務課長： 補正予算の質問の財源内訳について、配付資料に基づき説明。
- 学校教育課長： スポーツ指導者謝礼の、県の支出による部活動補助員について

て6名ではなく、今年度は8名であるので訂正する。

- 健康増進課長： 乳がん検診の個別健診について、本市は41歳限定でクーポン券を配布し個別健診を実施している。ここ3年ほどの実績では毎年15～17名程度の受診である。平成22年に1つの医療機関と委託契約し、平成23年に個別委託医療機関は2つとなったが、以降増えていない。個別の15～17名以外は集団で受けており、一般の方が行くと病院数が少なく、病院が受けきれず契約が広がらなかったが、今後病院と協議し、一般の方も個別で受けられるよう進めていく。
- 社会福祉課長： 福祉タクシーと介護タクシーの違いについて、昨日の質問に補足説明する。一般的な定義は、福祉タクシーは一般のタクシー事業者が福祉車両を使用して行う運送、その他に障がい者などの運送に業務を設定し許可を受けた福祉限定タクシー事業者が行う運送業となる。介護タクシーは福祉タクシー事業者で、車いすやストレッチャーなどの乗降できる車両をもち、介護関係資格を有している運転手で、利用者の乗降を介助してくれるタクシー事業者である。市内には3社ある。
- 磯辺副委員長： 市が行う福祉タクシー事業は、一般のタクシー業の方が行っている、つまり車いすのまま乗れたり介護的なことを受けられるタクシーではないということか。
- 社会福祉課長： 福祉タクシー事業という市の事業名だが、利用者は限定しており、一般のタクシー事業者で福祉車両を持ち、また福祉限定タクシー事業の両方を有する事業者と契約している。
- 磯辺副委員長： 福祉車両というのは、車いすのまま乗り込めるということか。
- 社会福祉課長： 一般のタクシー業者でもそのような車両を持っているところがあるので、車いすやストレッチャー専用といったワゴンタイプだけではなく、車いすで乗ることができる車両を持つ業者があるので、事業契約をしている。
- 磯辺副委員長： その際、介護の資格を持っていない運転手の場合、一人でタクシーに乗れない方の場合、タクシーを利用できない。そのため介助者分の福祉タクシーの券を配布したということによいか。
- 社会福祉課長： 一般のタクシー業者では、一人で乗れない方は福祉限定タクシーを使う。それは介助料をとるので、今回増額した。

議案第8号 令和3年度下野市一般会計予算【所管関係部分】

《質疑・意見》

[総括質疑]

款項目

10款2項1目 学校管理費

- 坂村委員： 学校運営協議会について、一貫教育を進めるうえでも重要であると同ったが、現在の各校での動きと教育委員会と連携できているのか伺う。

- 学校教育課長：本年度は活動に制限があった。委員には学校の教育活動の様子を見ていただきながら、学校運営に資するご意見等をいただくつもりであったが、コロナのため機会がもてなかった。特に本年度は国分寺中学校区の中で、がんばる学校応援プロジェクトを実施し、学校運協と学校が連携して学校の運営を進めていくが新しい考え方として、学校協働活動推進本部の設置研究をした。学校を超えた学校運協の活動ということで、学校をつなげて、中学校・小学校の垣根を超え、児童生徒・教職員・地域が連携できる仕組みとなっている一貫教育の大切な考えを実施できた。実際の活動は里山活動を国分寺の史跡周辺の里山の落ち葉をたい肥化して今後地域の方に配る活動を国小・東小・国中で実践したので成果を発表し、市内にも広げ進めたい。南河内第二中学校区は、学校運協を3つの学校が連携し進めている。単独の運協ではなく、中学校を含めた運協、地域学校協働推進本部的なものを設置し小・中学校区が連携し学校運協もともに進め進化していく市教委も加わり同じ方向を目指している。
- 坂村委員：よい取り組みをしていただいていると思う。一貫教育も含め学校単独ではなく協力し合い推進していることは大切なことであり引き続きお願いしたい。

10款1項5目 教育振興費

- 坂村委員：南河内小中学校設立準備事業の閉校記念品の内容を伺う。
- 学校教育課長：閉校記念品は3小学校と1中学校の校長同士が話し合い、オルゴール付きのフォトフレーム、クリアファイルは共通のものとして予算計上しているものである。各学校でオリジナリティを出しながら、令和3年度から閉校に向けた行事を行っていく。先に閉校した国分寺西小学校の例を参考にしている。

3款1項1目 社会福祉総務費

- 五戸委員：生活困窮者自立相談支援事業について、支援の内容を伺う。
- 社会福祉課長：この事業は平成27年度より社会福祉協議会に委託している。生活困窮者からの様々な相談を受け付け、関係機関と連携し必要なサービスの紹介やハローワークの就労支援などの事業を実施していただいている。
- 五戸委員：食べるものがないとかお金がないといった方の相談はどのように受け付けているのか。
- 社会福祉課長：市社会福祉協議会でフードバンクから分けていただく支援のほか、県の社会福祉協議会で実施している緊急小口資金という資金の貸し付けや、市社会福祉協議会での少額の貸し付けを行いながら相談を受け、自立支援の方向につなげる。

3款1項3目 高齢者福祉費

- 小谷野委員：介護人材緊急確保対策事業、すべて国県支出金が占めているが、受けた人の人数は把握しているか。
- 高齢福祉課長：今年に関してはコロナの関係で実施できなかった。それ以前についてはデータがないので改めてお答えする。

- 小谷野委員：市の事業として講座を開催していると思うが、受講者が地元の高齢者施設に就職している実績はあるのか。
- 高齢福祉課長：ほとんどは地元就職の方として講習を受けていただいているが後ほど報告する。
- 小谷野委員：保育士のケースでもあったように、市の事業で資格を取得し、市外に勤務することになったということがあった。市の予算であり、市内の業者もあるので市内での就職を強く勧めていただきたい。

3款2項1目 児童福祉総務費

- 磯辺副委員長：認定こども園整備事業について、薬師寺保育園が民営化されたが、この予算の中には緑への移転も含まれるということだが、土地と建物の所有に関する議決結果を調べたが、土地は10年の無償貸与、園舎は無償譲渡であった。認定こども園に移行するときは市と協議とあった。土地や建物を含めてどのような協議がなされたのか説明願う。保育園がああ場所にあることで民間移譲されたのか、保育園そのものが緑に移転していいのかどうか。
- こども福祉課長：薬師寺保育園は社会福祉法人内木会に委託しているが、土地は無償貸与で建物も無償譲渡となる。移転後の活用については複数案あり、今のところ決まっていない状況である。移転していいのかということについて、民営化のときに募集要領を作成しているが、民営化後10年以内に建て替えてもよいなどの条件をつけている。移転について細かく調べていなかったが、移転を含めた認定こども園への移行について県と協議し、問題ないとの回答を得ている。建て替えについても問題なく、あくまでも事業の主導は内木会であり、市は整備に対する補助金を交付するものである。
- 磯辺副委員長：建て替えについては民間に移る前に市で修繕等を行いお願いするより、民間が受けてからの方が補助金を取りやすいということを知ったが、すべて民間主導で行われるということによいか。建物は譲渡しているが、取り壊しなども民間で行うということか。
- こども福祉課長：建物の取り壊しなどすべて含めての予算計上である。

3款1項2目 障がい福祉費

- 磯辺副委員長：医療的ケアを受けている障がいをお持ちの方について、日常生活で困りごとがないか調査したときに、災害時の対策が気になっているということだった。それに対し補助事業を開始したと聞いたが、予算と規模、どのような補助事業なのか伺う。
- 社会福祉課長：日常生活用具給付事業の要綱を現在見直ししているが、バッテリーや非常用発電機等を給付の対象として4月1日以降の申請に対応できるよう直しているところである。
- 磯辺副委員長：停電した時の非常用発電機ということだが、何台分を計上している

のか。合わせて補助額を伺う。

- 社会福祉課長： 停電時に使える医療用バッテリー、10万円相当×10件分を予算化している。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第11号 令和3年度下野市介護保険特別会計予算【所管関係部分】

《質疑・意見》

○坂村委員： 特養の一人あたりの利用料金を伺う。

- 高齢福祉課長： 特養施設利用の費用は要介護度、施設の体制により異なり、施設によって多少差がある。施設サービス費の1割から3割に別途居住費と食費を加えたものが自己負担で、目安の参考として、要介護度3で入所定員が30人以上で従来型の個室利用では基本サービス費で1割負担、月21,474円。ここに利用者の状態や施設の体制により加算が付く。夜勤の介護職や看護職の職員配置加算、配置医師緊急時対応加算、24時間の看護体制加算、食事関係では栄養士等が管理を行っているかの栄養マネジメント加算等があり、施設によって相違があるが、プラス数千円が加算される。別途、居住費と食費については、平均的に月91,800円であり、合計11万3,274円である。

○坂村委員： 毎年金額の変化はあるのか。

- 高齢福祉課長： 3年に一度、介護報酬の大きな改正がある。段階的に引き上げられるので、毎年金額は変わってくる。

○小谷野委員： 介護認定審査会委員と認定調査員は同じ人なのか伺う。

- 高齢福祉課長： 認定調査員は会計年度任用職員で、介護サービスを申請された方の病院や自宅へ行き状態を調査する人で、その調査の結果・内容をもとに介護度を決めるのが認定審査会委員で、こちらは医師や専門知識を持つ方で構成している。6合議体あり1合議体あたり5人、医師1人その他4人で、月8回設定して開催する

○小谷野委員： サービスを利用したい方が、認定調査員をお願いする時はどこに依頼するのか。

- 高齢福祉課長： 介護保険の利用申請を高齢福祉課窓口や地域包括支援センターで行う。

○小谷野委員： 介護認定を受けた人の認定の見直しも調査員が調査するのか。

- 高齢福祉課長 最初に介護を受ける時や見直しを行う時も調査を実施する。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第21号 下野市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

《質疑・意見》

○小谷野委員： いじめの件数について、割合は県内に比べ市内は少ないと報告があつ

たが、この数を踏まえ条例を制定するのか、あくまでもいじめゼロを目指しての制定なのか、課長の決意を伺う。

- 学校教育課長： いじめについて、目指すのは未然防止、起こらないのが一番だが、国の方針でもどこにでもあるとなっていることから、早期に芽を発見する、子どもたちの変化に少しでも早く気づき深いいじめに発展しないようにという考え方でしている。先日の報告数は先生方の指導で減っていくこともあり、新たに発生するものもあるが概算で7割強はその年の内に解消している。残りについて、国の定めで3カ月以上発生していないと確認されるまでは解消したといえないとして、年度終わりごろに覚知すると年度をまたいで経過をみていくため、解消と言えない状況が続いていくが早期発見と対応で、目指すのはいじめのない社会、学校生活となる。
- 小谷野委員： 目標とするのはいじめのない下野市である。あとは子どもたち一人ひとりに対して、暴力だけではなく相手がいじめられていると感じれば、それでいじめだということをしっかりと伝えていってほしい。
- 五戸委員： ニュースなどを見ると、全国的に市や県の職員では判断が付かず、第三者委員会での検証となっているが、本市においても第三者委員会を設置することを考えているのか。
- 学校教育課長： まさに第三者委員会等含め設置するための条例で、連絡協議会は先日頃、いじめ未然防止や市の取り組み等にご意見をいただくが、いじめ問題専門委員会、いじめ問題再調査委員会は重大事態が発生した場合の第三者委員会として、弁護士や専門家を招聘しての委員会として位置付けたいと考えている。
- 坂村委員： いじめを未然に防ぐため、万が一起きた場合に委員会が開催されると思うが、教育委員会で状況を確認し開催を判断するのか。
- 学校教育課長： まず学校から市へ情報がくる仕組みをとっている。重大事態が疑われる場合には、学校と教育委員会、学校教育課が連携をとり状況把握したうえで調査に着手するが、学校が母体の場合もあるが今回条例では市が母体となって調査をすることとなっている。基本的には教育委員会と学校と協議をしたうえで調査が必要と判断された場合、委員に依頼し調査いただく。いじめ問題専門委員会は年に1回の定期的な委員会を開催し、市の取り組み、現状を報告しご意見をいただき、重大事態に発展しそうな案件があれば調査に着手するような流れで考えている。
- 坂村委員： いじめの報告が上がってこないケースもあるので、常に集まる機会があるのは安心できるのでよろしく願います。
- 磯辺副委員長： いじめが顕在化した時に3段階の組織ができるということは大事なことだと思うが、いじめが起こっているかどうか、見つけるのが大変である。最近ではインターネット上で、中傷や無視が起きると大変つらいものになる。いじめが起きないようにする手段について話し合いはされているのか。

- 学校教育課長：学校ではすでに実施している。いじめに関するアンケート調査が子どもたちから直接得られる情報として、各校実施している。いじめを早期に発見する教職員のスキルアップのための研修も実施し、子どもたちからの情報プラス教師の目、また保護者からは気になることがあれば連絡いただけるよう、学校への相談について情報発信をしている。今後、いじめ防止基本方針を公表し、地域も巻き込み情報をいただけるよう、子どもたちの変化を見逃さないように方針をまとめている。
- 磯辺副委員長：いじめへの対処について、小さなことでもいいから学校へ報告してくださいという場合、担任に集まるかもしれないが、個人でいじめ対処のスキルについて差があると思う。先生に言うといじめが倍になって返ってくるか、親に言えず我慢するとかがあると思う。学校の中にいじめの対処に熟練した人が1人でもいれば初動でつまづかないのではと思う。担任も相談できるシステムがあって、どの教員も適切な対応が最初の段階でとれるようにしていただきたい。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

《発言の申し出》

- 高齢福祉課長：介護人材緊急確保対策事業について、介護に関して地域住民に興味を持ってもらうために行うもので、今後介護職等への参入促進のための入門的研修である。あくまでも資格取得より前の段階で興味を持ってもらうという程度で、各施設で手伝うことができるレベルになれば就職にもつながるが、特に市内の施設に限定しての就職などは規定していない。本来県の事業であるが、令和2年度に市で行うとしたものだが、今年度実施できなかつたため、令和3年度に実施するよう申請した。

議案第23号 下野市介護保険条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 五戸委員：介護保険料は現状で行くとコロナで仕事の時間が短くなるとか仕事なくなるといふ家庭が市では少ないかも知れないが出てくると思う。今値上げするのは、所得が少ないのに上がるということで市民感情としてどうかと思うが、どうしても値上げするのか。
- 高齢福祉課長：介護サービスに給付を行うにあたっての原資になるものであり、第1号被保険者、第2号被保険者、国、県、市で負担する。今回改正対象となる全体の23%を第1号被保険者が負担する部分になる。今後の介護給付費を算出し、それに見合った分を賦課するということになる。高齢化の進みで給付費が年々増加しているので、それに伴い上げていくということになる。そうは言っても、急激に上げては大きな負担になってしまうので、今回改正では基金繰入により5,552円の月額を5,600円へと48円上げ、年額6万6,600円が6万7,200円となり600円の増で抑えたということである。基金繰入がない場合は6,000円近くに増額となるところだが、基金繰入により抑えているということを理解いただきたい。

- 五戸委員：理解はするが、上げ幅を国や県に要請してほしい。報酬が少なく介護職を辞める方も多いため、3年に1回の見直しだけではなく、今やるべきだと思う。今回の値上げには賛成できない。
- 高齢福祉課長：たしかに低所得者にすれば保険料上昇は負担が大変という気持ちは分かる。1、2、3段階の人たちは、基準額の50%、65%、75%と保険料算出しているが、それを軽減するため50%の人は30%、65%は50%、75%は70%と軽減強化してほぼ前年並みに抑えられていると思われるため、介護サービスの利用者増加により給付費増加しているので負担は必ずしていただかないといけない。軽減を強化することによりご理解いただきたい。
- 磯辺副委員長：準備基金繰入によって大幅な増額は避けたということである。令和3年度が6,200万円の繰入になるが、今後の基金はどうなっていく見込みか。
- 高齢福祉課長：今回の改正について、3年間で1億7,400万円を繰り入れる予定である。基金の残りは約4億円で、第9期高齢者保健福祉計画改正の際にも基金の繰り入れが出来、また上昇が抑えられるものと推測している。
- 磯辺副委員長：先のことだが、次のときにもそれほど上がらないと予測しているということか。
- 高齢福祉課長：急激な上昇は抑えられると考えている。
- 小谷野委員：介護従事者の給料を上げる目的もあると思う。介護従事者の離職者が多く国で給料を上げようとなったわけであり、それに伴う保険料の改正であり、そこを説明しないと理解を得られないと思う。
- 高齢福祉課長：介護職員報酬含めサービス費であり、それも含めて給付費を算定し、それに必要な保険料を改定したのでご理解いただきたい。

採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決す。

議案第24号 下野市敬老祝金条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 小谷野委員：今回の改正によりどれくらいの削減になるのか。
- 高齢福祉課長：令和3年から令和5年で試算をした。現行では、令和3年が1,149万円。3年間で3,737万5,000円が試算されている。改正後は、令和3年度584万円と約半分、3年間1,862万5,000円と半分くらいに抑えられる計算である。
- 坂村委員：削減によって敬老祝金を長く続けていきたいという考え方でよろしいか。
- 高齢福祉課長：高齢化の進展により、年々対象者が増えて金額も増加している状況である。今後も限られた予算内で継続的に事業が実施できるよう改正を行うものである。
- 磯辺副委員長：賛成の立場であるが、周知するときは納得いただけるよう、市の考

えをきちんと示すべきだと思う。制度を続けるためにやむを得ずの部分もあるかと思うが、市独自の高齢者向けサービスにも予算を振り分けてきた。これからも高齢者が元気で明るい毎日を過ごせるようにと施策を展開して、タクシー券やサロンを作ったりしているだろうから、そういうことも周知に混ぜたらどうかと思うので、よろしく願います。

- 高齢福祉課長： ご指摘の通り周知の仕方についてよく内容を精査し、皆さんが納得できるよう広報していきたい。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第25号 下野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

《質疑・意見》

○坂村委員： 複雑な内容であるが、認可外保育園も対象になるということでしょうか。

- こども福祉課長： 認可の保育という形である。国が定める基準が一部改正されたことに伴う条例の改正である。家庭的保育事業等とは利用定員が多くとも20人程度の小規模保育の事業である。市の認可を受けて運営する保育事業だが現在本市にはない。改正の内容については、保育の担い手確保を目的としており、大きく分けて次の4点の条件が緩和されたものである。

1 働く職員が病気等で保育の提供ができない場合の代替保育施設として保育所や幼稚園等を確保するわけだが、それが困難な場合、小規模保育事業A・B型または事業所内保育事業を行う事業者を連携施設として認める。

2 園児に提供する食事は、自園での調理を原則とするが、特例として連携した施設からの外部搬入を認めており、その外部からの搬入施設を拡大した。

3 保育士の配置特例として、基準上2名必要とされる場合でも、保育士1名と同等の知識及び経験を有する者1名でよい。

4 配置職員の特例として、保健師・看護師・准看護師1名に限り保育士とみなしているものが、幼稚園教諭や小学校教諭等の免許を有する方もみなすことができる。

ただし、3、4の特例は、保育士を全体の3分の2配置しなければならない。

○小谷野委員： 本会議の説明では事業者による参加を促すためとあったと思うが。

- こども福祉課長： 市内では実施している事業者はないが、現在、相談を受けている事業者がいるため、積極的に事業展開していただきたいと思う。

○小谷野委員： 民間事業者が手を挙げてくれるのを期待していいということか。

- こども福祉課長： 民間でこのような認可の仕事としてやっていただければ待

機児童解消につながるため受け入れていきたい。

- 磯辺副委員長： 連携施設に関する経過措置で、施行日から起算して5年とあるが、今回の施行日からという理解でよいか。
- こども福祉課長： 経過した日から5年が認められるというものである。
- 磯辺副委員長： その施行日は改正してからという形でいいか。
- こども福祉課長： 改正してからということである。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第29号 下野市生涯学習情報センター条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 磯辺副委員長： ロッカーの使用について、どのような使用を想定しているのか伺う。
- 生涯学習文化課長： 現在の想定では1階工芸室内に設置予定で、月当り150円で10団体に貸し出しているため、移った後もその団体が使い続けられると思われる。数に限りがあるが申請すれば使える。
- 磯辺副委員長： 南河内公民館を自主的に使っている団体もあるが、公民館と生涯学習情報センターは一緒になるということか。
- 生涯学習文化課長： 来年度1年間は、生涯学習情報センターが南河内公民館に移転となるため、生涯学習情報センターに団体登録している団体のみ、ロッカーの使用ができるものである。
- 磯辺副委員長： 新しい市民活動センターにはロッカーを設置すると思うが、南河内公民館に移るロッカーは置かれたままになるか。
- 生涯学習文化課長： ロッカーは一時的な移設のため、1年間のみ置くことになる。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第30号 下野市都市公園条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第34号 財産の無償貸付について

《質疑・意見》

- 坂村委員： 契約の内容について、詳細を伺う。
- 社会福祉課長： 記載の通り、土地と建物について国分寺西小南側校舎、物置、駐車

場、南側建物の北の送迎用駐車場を貸し付けるものになる。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

(2) その他

○坂村委員：仁良川地区の鏡と剣についてどう保存し活用していくか。

●文化財課長：先日、新聞等で発表したが、古墳は古墳時代の中頃、1,500年ぐらい前の時期のものである。古墳の形状は円墳である。埋葬施設から出土したものが新聞・テレビで取り上げられた六鈴鏡という直径13cmの鏡で、周囲に鈴が6個付いているものになる。県内でこの大きさの鏡が出土したのは、六十数年に雀宮の東北線沿いの牛塚古墳が、開発に伴い調査された時である。また、二十数年前に別処山運動公園グラウンド造成の際、古墳の調査が行われ、そこからも三鈴鏡という小さな3つ鈴が付いた鏡が出土した。

西日本からは、三角縁神獣鏡や画文帯神獣鏡の出土例が多いが東国のこの地域、いわゆる古墳時代の毛野の下毛野、上毛野と埼玉の一部、あるいは長野周辺からは、この鈴鏡の出土事例が多いといわれている。この鏡の他に勾玉が約30個、管玉が30数個、コバルトブルーのガラス製の玉類で大きさがそろばん玉より少し小さいくらいの玉が500数十点出土している。それらは石やガラス製なので保存処理は不要だが、鏡と恐らく左手首になるかと思うが、幅1cm程度、直径9cmのブレスレットが出土しており、これらは青銅製品である。そのほか左腕横に長さ1.08cmの鉄製の刀が一振、さらに足元から鉄鏃が6～7本、刀子と呼ぶ小刀が3本程度出土した。

甲塚古墳出土埴輪修理をここ数年国庫補助事業で実施しており、そのような特殊な業務を行える業者は滋賀県の業者になるが、その業者が埴輪の納品に来た時に見積書の作成を依頼する予定である。おおよそ50万から80万円位の委託費になるかと思うが、1メートル8センチの刀は、取り上げた際に5つに割れてしまっている。それを博物館等で展示しているような一振のかたちに戻すための作業と錆防止の処理が必要である。

開発行為に伴う発掘調査は、文化財保護法93条や99条の届出で行っており、出土品はまず遺失物扱いになる。落とし物扱いになるので警察に届出を提出し、以前は半年だったが今は3か月になるが、所有者が現れなれば、その後は県の帰属、県有物品扱いになる。その後、当分の間、下野市で整理作業を行い発掘調査報告書作成作業という名目で預かる。

発掘出土品というのは、応急措置が必要である。私や学芸員の資格を持った職員が、出土後直ぐに歯ブラシやカッターなどを使用し泥を落とす作業を行う。さもないとどんどんと腐食が進んでいく。現在は、中に脱酸素剤を入れてビニール製品でパック保存している。木製品というか棺の木片が10cm四方ぐらい出土しており、薬剤を塗布し、常温だとカビが発生するので、風土記の丘資料館の冷蔵庫で保管している。これも樹種鑑定といってどんな材木か、関西だとコウヤマキなどを使うが、コウヤマキは

関東に無いので、どういう木材を棺に使ったのか分析ができると思う。

○小谷野委員： 審査途中に出た要望等は正副委員長にお任せする。

●健康福祉部長： 新型コロナワクチン接種について改めて報告する。1月27日開催の全協で高齢者対象の接種券を3月12日発送と申し上げたが、自治体へのワクチン配分が遅れており、本市への配分は、現時点で4月26日とされているため、本市の高齢者への接種券発送は、4月下旬を予定している。今後ワクチンの配分についてさらに変更の可能性がある。配分量によっては、優先順位を検討し、年齢細分化や施設入所者を優先するなど、医師会と協議しながら方向性を決定する。また、コールセンターを3月25日から設置する。接種券が届いてからの予約受付がメインではあるが、接種についての相談・問い合わせなどにも対応する。15日には自治会回覧にてお知らせをする。4月号広報にも掲載し、市HPも随時更新し周知を図る。

陳情第3号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情書

[審査]

- 坂村委員： 前回までに発言したことと変わりはない。制度自体には賛成しているものの、財源のことや、一昨年妻が出産した経験から、妊婦健康診査受診票の14枚の補助は平等で、そちらが手厚いほうが良いと思う。また妊産婦医療費助成は地域性を持つべきという考えで、医療の充実した下野市の特徴としての制度にして、この陳情には賛同できないという気持ちである。
- 五戸委員： 医療制度よりも、結婚しやすく生活しやすい状況をとの考えであるが、現状で国も行けない状況である。妊娠すれば結構お金がかかるので、制度自体は賛成であり、強く求めるような方向性で行ってほしい。
- 磯辺副委員長： 制度そのものには賛成であり、陳情にも賛成する。制度に賛成し陳情に反対というのは矛盾が生じる。医療費を心配することなく妊娠期を安心して過ごしてほしいのと、医療保険を使うような出産の場合にも使えるとのことなので、全国的に妊婦に安心していただくためにも賛成する。
- 小谷野委員： 制度的に反対している意味では全くない。18歳の3月までのこども医療費助成に関しても、全国的にも栃木県が先進的に始めたもので、妊産婦医療費助成も栃木県が全国に誇れる制度である。国としてではなく、栃木県としてアピールすべき制度と思う。新内閣は不妊治療を保険適用するという話にもなっているし、コロナ禍で税収減の中でどれもこれもというより、市の魅力アップの目的でやっていくべきではないか。財政的に厳しい中で国の制度でやっていくべきと意見書を提出する必要があるとは思えない。この陳情団体も県内で提出したところしていないところがある。制度のある都道府県がやれというのではなく、ないところから出すべき話と思う。意見書提出に対しては不採択という立場である。

○松本委員長： 坂村委員、小谷野委員と同様の考えであり、採択はできない考えである。

可否同数のため、委員長の決するところにより不採択とする。

5. その他
なし

閉 会